

寒川町介護保険条例附則第10条に規定する減免の手續等に関する規則をここに公布する。

令和2年6月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第17号

寒川町介護保険条例附則第10条に規定する減免の手続等に関する規則

第1条 この規則は、寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号。以下「条例」という。)附則第10条に規定する減免の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
(保険料の減免額等)

第3条 条例附則第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例附則第10条第1項第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 条例附則第10条第1項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)

当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少見込みの事業収入等が2以上ある場合はその合計)を第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額で除して得た割合に当該第1号被保険者の介護保険料の額を乗じて得た額に、別表の左欄に掲げる前年の合計所得金額に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した当該減免後の保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(減免の申請及び決定)

第4条 条例附則第10条第2項の規定により準用する条例第14条第2項の規定による申

請書は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免申請書(第1号様式)とする。

- 2 町長は、前項の申請書に基づき、保険料の減免の承認又は不承認を決定したときは、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免(変更)決定通知書(第2号様式。以下「第2号様式」という。)により、納付義務者に通知するものとする。

(減免事由変更等の申告)

第5条 条例附則第10条の規定により、保険料の減免承認決定を受けた第1号被保険者について、当該決定を受けた理由が変更又は消滅した場合においては、納付義務者は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免事由(変更・消滅)申告書(第3号様式)により、直ちに町長に届け出なければならない。

(減免決定の取消し)

第6条 町長は、前条の規定による申告、条例第15条の規定による申告又は介護保険法(平成9年法律第123号)第203条第1項の規定により提供を受けた資料等に基づき、減免の決定を受けた第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の内容変更又は取消を行うものとする。

(1) 条例附則第10条第1項各号に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により減免の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、減免の決定の変更又は取消しを行うことに相当する理由があると認められたとき。

- 2 町長は、前項の規定により変更又は取消しを行う場合においては、納付義務者に通知するものとする。

(1) 保険料の減免の承認決定を変更する場合 第2号様式

(2) 保険料の減免の承認決定を取り消す場合 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免取消通知書(第4号様式)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

備考 主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

第1号様式(第4条関係)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免申請書

(宛先)寒川町長

次のとおり介護保険料の減免を申請します。

		申 請 年 月 日	年 月 日
申請者氏名	印	本人との関係	
申請者住所	〒 ー 電話番号 ()		

※申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号の記載は不要

被 保 険 者	被保険者番号											
	個 人 番 号											
	フリガナ							生年月日	年 月 日			
	氏 名											
	住 所	〒 ー 電話番号 ()										

申 請 理 由				
主たる生計維持者	氏名		生年月日	年 月 日

第2号様式(第4条関係)

(表)

年 月 日

様

寒川町長 印

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請がありました介護保険料の減免については、次のとおり承認・不承認・変更と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

減免決定年月日	年 月 日	決定した減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
不承認理由			

納 期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合 計	円	円	円

問い合わせ先 寒川町 課 〒 TEL

(裏)

(審査請求)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

神奈川県介護保険審査会 〒

神奈川県

TEL

第3号様式(第5条関係)

(表)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免事由(変更・消滅)申告書

被保険者氏名							生年月日	年	月	日
被保険者番号										
個人番号										

減免内容

減免決定年月日	年	月	日	決定した減免額	円
減免前保険料額	円			減免後保険料額	円
納期	減免前保険料額		減免額		減免後保険料額
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
年 月	円		円		円
合計	円		円		円

*減免を受けている方のみ記入してください。

(裏)

減免事由の(変更・ 消滅)内容	
添付書類	

(宛先)寒 川 町 長

上記のとおり添付書類を添えて、介護保険料減免事由が(変更・消滅)したことを届出します。

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名 印

電 話 ()

第4号様式(第6条関係)

(表)

年 月 日

様

寒川町長 印

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免取消決定通知書

年 月 日付けで決定しました介護保険料減免については、次のとおり取消しとなりましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

減免内容

減免取消年月日	年 月 日	取消した減免額	円
取消前保険料額	円	取消後保険料額	円
取消前の額		取消後の額	
納 期	保険料額	納 期	保険料額
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合 計	円	合 計	円
取消の理由			

問い合わせ先 寒川町 課 〒 TEL

(裏)

(審査請求)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

神奈川県介護保険審査会 〒

神奈川県

TEL